

平成18年度
第1回

東京都森林審議会
議事録

東京都森林課

(午後 1時30分 開会)

○石城企画調整係長 定刻となりましたので、ただいまから平成18年度第1回東京都森林審議会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中出席をいただき、まことにありがとうございます。

私、本日の司会を務めます農林水産部森林課企画調整係長の石城です。よろしく願いします。

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出欠状況でございますが、審議会委員総数15名中、本日は10名の委員の方が出席されておりますので、東京都森林審議会運営要領第4の規定により、審議会の成立は委員の過半数以上となっておりますので、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、お手元に配付してあります資料の確認をさせていただきます。

ちょっと配る順番が、大変不手際がありまして申しわけございませんでしたが、資料といたしましては、会議次第、委員名簿、座席表、東京都森林審議会運営要領がまずございまして、そのほかに資料1が本日の諮問文の写しでございます。資料2-1から2-4、3-1から3-4は諮問事項に関する資料です。資料4-1から4-2は、報告事項に関する資料です。以上ですが、大変申しわけないですが、もし何か抜けているものがありましたらお申し出ください。

それでは開会に当たりまして、大村農林水産部長の方からごあいさつ申し上げます。

○大村農林水産部長 農林水産部長の大村でございます。本日は、年末のお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。資料の配付やなんかでちょっとぼたぼたして大変失礼いたしました。早速でございますが、平成18年度の第1回の東京都森林審議会、これの開会に当たりまして、ごあいさつさせていただければと存じます。

森林林業を取り巻く情勢につきましては、以前厳しいところがあるということで、立木価格などもまだ低い水準にあると。また、森林経営も厳しさは引き続き続いているということでございます。ただ、今年に入りましてから、外国材の輸入状況やなんかをちょっとお聞きしますと、中国での原木需要が出てきたり、また海外の南洋材の違法伐採やなんか非常に取り締まりが厳しくなったということで、輸入材が非常にタイトになってきている中で、国産材に対しての非常に期待が高まりつつあるということで、若干ではありますが、国産材の価格も上昇傾向にあるということを聞いてございます。そういう意味で、今後の推移を見守らなきゃいけない部分もございましてけれども、比較的いい傾向があるのではないかというふうに思っているところでございます。

東京都では、実はこの4月からスギ花粉症対策、昨年知事が花粉症になったのをきっかけに花粉症対策を始めたわけでございますが、今年度から本格的にスギ花粉症対策を始めようということで、非常に荒れた山のスギを伐りまして、その後に花粉の少ないスギや広葉樹に植え替えるという事業を始めたところでございます。また、あわせ

まして作業道を入れたり貯木場を整備したりということで、森林林業の再生を併せて行えるようにというようなことで今、事業を始めたところでございます。先月の11月13日は、石原知事の出席のもとに青梅市内の山林で第一発の伐採式を行いまして、そこで花粉症対策の第一歩を踏み出したということでございます。事業の詳細については、後ほど資料によりまして事務局の方から説明をさせますが、スギ林の伐採と植樹の循環の仕組みを確立いたしまして、将来の東京の森林の再生、林業の再生、木材産業の再生に繋がればというふうに思っておりますので、先生方にも引き続きご指導賜ればというふうに思っております。

ところで国の方では、今年の9月8日に森林・林業基本計画を改定いたしまして、その中で、それに基づきまして全国森林計画を変更したところでございます。主な改正内容としては、森林・林業をめぐる情勢変化を踏まえまして、利用可能な資源の充実、森林に対するニーズの多様化、木材需要の構造の変化と新たな動きといった視点に基づいた内容の変更になってございます。また、流域別の森林整備及び保全の目標、伐採、立木材積、造林面積、林道開設の計画の見直しも行われております。本日、お諮りします地域森林計画には、この全国森林計画を踏まえた計画というふうになってございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。あわせまして、今回の国の森林・林業基本計画の中でも、スギの花粉症対策についてもかなり述べられておるということで、東京都とも国ともタイアップさせていただいて、そのスギ花粉症対策にも国と手を取り合っているかというふうに考えてございます。

また本日は、この森林審議会の運営要領に関する案件が1件。地域森林計画に関する案件が2件。森林病虫害の防除基準に関する案件が4件。ほかに報告事項といたしまして、スギ花粉症発生源対策について報告をさせていただきたいというふうに思っております。委員の皆さんに当たりましては、どうか忌憚のないご意見をいただきましてご指導賜ればと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 石城企画調整係長 次に、ご出席の委員の方々、及び都側の出席者の紹介を岡田森林課長から申し上げます。
- 岡田農林水産部森林課長 森林課長の岡田でございます。本日は、誠にご多用のところ、委員の皆様方にはご出席賜りまして、本当にありがとうございます。

まず、ご紹介に先立ちまして、委員の方の変更がございましたので、ご報告させていただきます。まず、関東森林管理局東京事務所長の人事異動に伴い、小祿委員が辞任され、新たに後任の三村委員が就任しております。次に、神津島村長でございました梅田委員のご逝去によりまして、後任の石野田委員が就任しております。また、下澤委員の辞任に伴い、ガールスカウト東京連盟東京都支部長の松下委員が就任しております。以上が変更の内容でございます。

それでは、お手元の座席表をご覧いただきたいと思います。これによって出席者の紹介をさせていただきます。

私の左手の方から池谷委員でございます。井上委員でございます。河村委員でございます。吉条委員でございます。太田会長でございます。小峰委員でございます。坂井委員でございます。坂本委員でございます。二村委員でございます。三村委員でございます。

なお、本日は石野田委員、黒須委員、竹内委員、松下委員、宮林委員の5名の方が欠席となっております。

次に、東京都の職員の紹介でございますが、本日の審議事項は産業労働局と環境局の2局の所管にわたっております。まず、産業労働局からご紹介させていただきます。先ほど挨拶をいたしました、大村農林水産部長でございます。続きまして左手、駒農林水産部花粉症担当副参事でございます。比留間農林水産部副参事でございます。山口森林事務所長でございます。隅谷森林事務所副所長でございます。植竹森林事務所保全課長でございます。環境局から、自然環境部加藤緑環境課長が出席されております。

以上で、紹介を終わらせていただきます。

○石城企画調整係長 それでは太田会長から、開催に当たりまして一言ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

○太田会長 太田でございます。年末の忙しいときにお集まりいただきまして、どうもありがとうございました。部長さんの方からいろいろと先の状況が出ておりますので、私の方から特に申すことはございませんけれども、特に東京都、先ほどのご紹介にありましたような話も含めまして、そして最後に部長もおっしゃっていました林業を取り巻く情勢が少し、やや急な変化が、そういうポイントに来たのかなという感じもちょっと見られるように思っております。そういう時でございますので、ぜひしっかりとした審議をしていただければありがたいと思っております。私もお手伝いをさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、座ってやらせていただきます。

○石城企画調整係長 どうもありがとうございました。

それでは、これからの議事進行は会長にお願いしたいと思っております。太田会長、よろしく願いします。

○太田会長 それでは、これから会長としての会議進行役を務めます。

早速、第1号議案は、本審議会の運営要領の一部改正についてです。議案について事務局から説明をお願いいたします。よろしく願いします。

○岡田農林水産部森林課長 では、お手元の資料、右肩に書いてございます第1号議案について説明させていただきます。お手元にクリップどめになっております。外していただくとうわかりやすくなるのですが、実はこの運営要領につきまして議事録を作成と

というのがございましたが、議事録署名委員の記載がございました。具体的には、第5のところでございます。第5の2のところ、会長は審議会において出席した委員のうち2名を議事録署名委員として指名し、前項により作成された議事録が審議会の内容と相違ないかを確認させることとするという文章が抜けておりました。議事録署名という手続が入っていなかったという点。それと、次のページにまいりまして第7のところ、審議会の傍聴でございます。これについては、明確な規定がされていなかったということから、今回第7を挿入いたしまして、審議会の傍聴ができるような形をとると。文面を読みますと、会長は、審議会の開催に当たり、会場の規模をしんしゃくし傍聴を受け付ける人数を決定することとする。会長は、第6の規定により非公開とすることを決した場合は、審議会を傍聴させないこととする。第3ただし書きの規定により知事が召集する場合、会長が定めるまでは傍聴をさせないこととする。第3というのをですね。ただし、委員の委嘱後、最初に開かれる審議会の場合は、知事が召集ということがございますので、その場合は傍聴はかけられないという内容でございます。

この中で、一番下の附則のところを書いてございます第5の2、いわゆる議事録署名人の署名につきましては、本日12月21日から施行と。それと、傍聴につきましては、今後ということもございますので、12月22日から施行ということで整理させていただきました。各県調べますと、大方の県がやはり傍聴というのを認めているということから、今回こういった規定を新たに設けて明確化したということがございます。

ひとつよろしくご審議お願いいたします。

- 太田会長 はい、どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明のありました、東京都森林審議会運営要領の一部改正案について、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をよろしくお願いいたします。ご説明ございましたように、議事録署名の項が、2の項が今までなかったということと、それから傍聴の部分、第7の部分が中心でございます。どうぞご審議よろしくお願いいたします。形をまず整えたというのが1つですし、それから傍聴の方につきましては、会場の規模なんかがあって、物すごくたくさんの傍聴があった場合のことを、物理的にというようなこともあって、こういう表現になっておるのではないかと考えておりますが、特に何というのはないような気もいたしますけれど、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

- 太田会長 それでは、本件については原案どおり認めることでいきたいと思っております。どうぞ、よろしゅうございませうか。よろしくお願いいたします。

それでは早速、附則のところにありますように、今日からということございまして、第7の規定については次回の審議から適用しますが、第5の2の規定については本審

議会から適用するというごさいます。早速でございすが、運営要領第5の2の規定により、議事録署名委員を指名したいと思ひます。池谷委員、三村委員、お願いできますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

はい、三村委員。

○三村委員 私ですか、わかりました。

○太田会長 では、どうぞよろしくお願ひいたします。では、議事録の確認よろしくお願ひします。

さて、第2号議案からは本審議会での審議事項となります。始めに、事務局から諮問文の朗読をお願ひいたします。はい、よろしくお願ひします。

○岡田農林水産部森林課長 それでは、お手元の資料1をご覧いただきたいと思ひます。朗読させていただきます。資料1という1枚のA4の紙でございします。

それでは、資料1の諮問文につきまして朗読させていただきます。18産労農森第575号東京都森林審議会。下記事項について森林法（昭和26年法律第249号）第6条第3項並びに森林病虫害防除法（昭和25年法律第53号）第7条の3、第7条の5、第7条の6及び第7条の9の規定により貴会の意見を求めます。平成18年12月11日東京都知事石原慎太郎。記1、森林法第6条第3項、地域森林計画（1）伊豆諸島地域森林計画（案）、（2）多摩地域森林計画変更計画（案）、2森林病虫害等防除法第7条の3ほか、東京都防除実施基準等、（1）東京都防除実施基準（案）、（2）防除対象森林の指定（案）、（3）樹種転換推進指針（案）、（4）地区防除指針（案）。

以上でございします。

○太田会長 どうもありがとうございます。それでは、ただいま諮問のありました第2号議案、伊豆諸島地域森林計画の案につきまして審議を進めてまいります。議案について、事務局からご説明お願ひいたします。はい、よろしくお願ひします。

○岡田農林水産部森林課長 それではお手元の資料、資料番号右肩に書いてございしますが、2-1というのをお手元にお願ひいたします。タイトルが伊豆諸島地域森林計画（案）の概要というのがございします。よろしいでしょうか。それと、第2号議案本体で、伊豆諸島地域森林計画書（案）というのがございします。多少厚い冊子になっておりますが、これ両方をお開きいただきたいと思ひます。

資料2-1及び第2号議案について説明させていただきます。まず最初に、資料2-1というふうに書いてございしますが、これが今回の伊豆諸島地域森林計画（案）の概要でございします。1番として、作成の理由といたしましては、森林法に基づく5年ごとの計画を立てる時期に該当しているため、10カ年の計画を作成するという位置づけになります。（2）として、今回の計画と前回の計画との主な数量の比較というのを作成いたしました。1つには、伊豆諸島地域森林計画の対象とする森林の区域（面積）の変更がございします。これは、下の市町村別面積のところに記載してありますが、

三宅村、いわゆる噴火してその後なかなかガスがやまないという状況のところがございますが、127.75ヘクタールの増ということになっております。これは備考に書いてございますが、農用地から森林区域への編入、それと噴火口陥没地域の拡大というのがございます。

ちょっと時間かかるので口頭でやりますが、農用地から森林区域への編入とは何かというと、実は三宅村には牧場がございます。村営牧場。預託牛ということで、都内から牛を預かってそれで育成して、都内の農家へ戻すという事業を行っております。ところが、例の噴火によりまして、そういった事業は立ち行かなくなったということから、その地域を森林に戻そうと。もともと森林地域を牧場にしたということもございますので、今後牧場の再開は難しいということから森林区域に戻し、その中で治山事業等を行っていくということから、森林区域への編入というのを行っております。

それともう一つは、皆さんご存じのように火口の部分が陥没しております。その部分をいわゆる森林区域から除いたということがございます。それと、一部ではございますが、農用地の中で災害復旧事業、これは農業関係の災害復旧事業でございますが、そこを農地にして森林区域から外すということがございます。それらを合わせまして、127.75ヘクタールの増ということになっております。

その間に、実は資料の2-4というのがございます。もう一度お手元に開いていただきたいのですが、資料の2-4がいわゆる内訳として参考に作成しております。今、申したように三宅村については127.75ヘクタールの増というふうになっておりますが、その要因の内訳として、1つはいわゆる精度の向上、これはGISという機械を使って正確に面積を出したところ、前回の計画に比べて8.05ヘクタールの減ということになりました。もう一つは、噴火口陥没地の拡大と。前回、噴火口拡大地を一部外しておりますが、いわゆるバームクーヘンではございませんが、バームがさらに拡大したということから16.28ヘクタール。それと、農地災害復旧によって23.83ヘクタール、これは先ほど少し申しましたが、農地の方で森林区域、三宅はご存じのように森林の中でも農業を行っているということがございます。そういった中で農地の災害復旧事業、いわゆる公共事業でございますが、それをとって今後とも用地にしていくということで、査定を受けた経緯もございまして、この部分については将来も農地であるということから森林区域から外したと。

それと、先ほど申しました村営牧場の編入ということで、175.91ヘクタールの編入を行ったということがございます。それともう一つ、御蔵島村の分につきましては、GIS精度の向上ということで、多少大きな面積になるのですが、72.57ヘクタールの増ということがございます。

では、画面が出たところで、もう一度説明をします。その概要の資料2-1に戻っていただきまして、今は面積の話をしました。それ以外に今回の計画では、伐採立木材積というのを変更しております。今回の変更では、針葉樹が1.0、広葉樹が4.

0の立木伐採ということで、前回の計画に比べて針葉樹で減、広葉樹で増という形になっております。

次に2ページ目をお開きいただきまして、造林面積(3)というのがございます。人工造林、今回のところで8ヘクタール。前回、413ヘクタールというのが計上されておりますが、この大幅な減につきましては、三宅村について前回の計画時点では植栽ができるであろうということから400ヘクタール強計上いたしました。現実には皆様方ご存じのようにガスは噴出しているという状況から、造林ができないという状況でございます。したがって、ここで面積を減させていただいたということがございます。ただ、ガスの噴出等が終わりましたら、森林災害復旧的な視点を中心に、いわゆる公共事業を中心にして造林事業ではない方法も含めて復旧をしていきたい。具体的に言うと、治山事業でも山腹緑化等がございます。そういった手法も含めてということで、一般的な造林では相当厳しいというふうに考えて、ここで一回数量を落としていることがございます。

(4)の間伐立木材積については、変更がございません。

林道の開設は、別表6については後ほどご説明します。

それと、ここからは本体をちょっと開いていただいて、順次説明させていただきます。本体の伊豆諸島地域森林計画書(案)第2号議案でございますが、その1ページ目をお開きいただきますと、計画の大綱というのが書いてございます。先ほどお話ししたように、1の自然的、社会的背景と森林計画の位置づけの中で、また地域の面積はという中で、森林面積が2万5,343ヘクタール、国有林を含むという表記をしておりますが、ここで、三宅村の変更された面積が反映されております。したがって、林野率は62%ということになりました。人口3万人というのは、前回3万2,000人強でございましたが、最新のデータを用いて3万人というふうに修正いたしまして、一人当たりの森林面積が8,448平方メートルという数字になっております。

それと、次の2ページ目、先ほど少しお話ししましたが、2の計画樹立に当たり基本的な考え方の中の(3)立木の伐採に関する事項でございますが、人工林面積は3,452ヘクタール。これも三宅村のを反映してこういう形になっております。蓄積は52万6,000立方メートルというふうに記載しておりますが、これは成長量がふえた分と面積が変動した部分を加味して、このような数字を出しているところでございます。天然林の面積、蓄積等についても、三宅村の変動水準を加味してこのような数字になっていることがございます。

ずっと下の方に行きますと、(7)林道の開設及びその他林産物の搬出に関する事項というのがございます。既設林道が34路線、延長135.9キロメートル。前回35路線、137.7ということでございました。これは、実は青ヶ島村の1路線1,200メートルが17年12月に村道へ編入されたため、林道の記載から落ちたため数量が変わっております。林道密度等もそれに伴い変動しておりますが、7.2メー

トル、ヘクタール当たりでございますが、伊豆諸島全体の8.7メートルの達成率に対しては83%という数字になっております。

次に、5ページをお開きいただきたいと思います。5ページ目が先ほどの概要でお話ししました三宅支庁の部分、三宅村のところで数字が変動しているということと、今回、注1、注2というのを追加させております。注1については、いわゆる森林計画においてはデータで行くのか、図面で行くのかという議論がよくございますが、昨年度の多摩の森林計画から、いわゆる計画図を基本とするということから、注1のような森林計画図において表示する区域内の私有林という表示をさせていただいております。また、(2)の森林法10条による林地開発行為の許可、伐採後の造林の届出の対象というのは、前回これは記載されておりましたが、国の標準的な指針が示されまして、国の運用の中でこれを記入するということから、ここで記載させていただいたものでございます。内容的に変更があるという内容ではございません。

次の6ページ一番上に、森林の整備及び保全に関する基本的な事項の、森林の有する機能別森林の所在及び面積についてでございますが、前回までの計画でございますと、この文章の書いたすぐ下に数字が入った表がございました。これを別表に移行したということでございます。具体的には、この同じ冊子の25ページに、いわゆる機能別森林の所在及び面積というのを別表という形で記載しております。

それと、次に10ページをお開きいただきたいと思います。これについても10ページのウ、計画期間において達成し、かつ保持すべき森林資源の状態等という中で別表2のとおりということで書いてございますが、これは同じく先ほどのページの先でございますが、28ページでございます。計画期間において達成し、かつ保持すべき森林資源の状況ということは、三宅村の部分で反映したために今回変動がなされております。それと、もう一度お戻りいただきまして、10ページの(3)その他必要な事項、特になしというふうに書いてございます。実は、この部分は森林の保護管理ということに記載する、前は記載されておりましたが、これが同じ方の23ページに移行しております。23ページの上、(2)森林の保護及び管理という項目で、文章は変更してございませんが、ここに移行したということで、これは国の方の指導に基づき、ここに移行したというふうにご理解いただきたいと思っております。

次に11ページでございますが、11ページ、その他必要な事項。先ほど概要の中でここ飛ばしましたが、小笠原村の話でございます。皆様ご存じのように小笠原、移入種によりいろいろ問題が発生しております。そこで、ここで新たに今回の森林計画に当たって、移入種とする樹種を指定して記載しております。また、伐採の方法につきましては、12ページに記載しておりますが、伐採を行う林齢や時期は問わないこととすると。いわゆる移入種を除去していくということから、そういった規制は余りかけないでやっていくという考え方から、このような記載になっていると。

また、13ページでございますが、13ページ上の方に箱がございます。これがいわ

ゆる育成単層林施業においてどのような植栽本数にしていくのかという話でございますが、前回までの計画では密仕立て、中仕立て、いわゆるスギであれば4,000パーヘクタール。または3,000本というのがございましたから、疎仕立てということで2,000本パーヘクタールというのを追加設定しております。

それと13ページ、主に14ページでございますが、三宅村のことについて書いてございます。さて、まだガスが発生している中、どのようにやっていくのかという課題がございます。そういった中で、(3)その他造林に関する必要な事項の中、ア、別表5-2、いわゆる土壌改良を要するところによるほかは、土壌条件が悪い地域については、緑化により植栽の早期導入を図ることにより、森林育成が可能な条件を整えていきたいと思いますという中で、どのようなものを植えるかについては、緑化植物としていわゆる三宅島島内産の種子によるハチジョウススキ、ハチジョウイタドリ、オオバヤシャブシ。ただし、島内産種子により難しい場合については、隣接している御蔵島のハチジョウススキ、さらに神津島などのオオバヤシャブシ等を使うこともできるという記載にしております。

また、細かい話ではございますが、緑化の方法につきましては、旧土壌、いわゆる火山灰が上に乗っておりますので、それを取り除いて露出した状態にし、地表面を安定させる処置をとった上で、こういった種子を播種、植栽を行うと。また、ほとんど栄養分がございません。そういった中で、土壌中に根粒菌を導入するなど、いわゆるオオバヤシャブシ等は根粒菌をつけている植物でございますので、窒素固定によって土壌改良が図られるということも、植生に関して有効な方法であるということから検討をしてやっていくという話になっております。

また、時期については、播種の場合は雨等で流れるという恐れも大変強いため、3月から5月に実施することが望ましいという書き方をしております。また、いわゆる土壌条件がよいところについては、造林樹種としてスギ、ヒノキ、クロマツ等が書いてございますが、これらにより難しい場合はオオバヤシャブシ、ヤブツバキ、ヒサカキ等が、現地で自生している植物を含めて植栽することができるという書き方になっております。

次の15ページの真ん中に表みたいのがございます。この表、実は前回までは短伐期を中心に書いてございました。それと齢級、いつやるのだというのも相当幅をきつくしておりましたが、今回伊豆諸島の森林計画を充実するに当たっては、長伐期の部分を含めて4齢級から11齢級まで幅を持たせて、その間に概ね3回なり5回の間伐を行っていくという記載にさせていただいております。

最後に19ページでございますが、今、申しましたような長伐施業の方法について、さらに広葉樹の育成について、それぞれどのような方法でやっていくかということで、細かくはなりますが、記載を追加したところがございます。

最後に7のところ、同じく20ページの7でございますが、林道の開設及びその他林

産物の搬出に関する事項の中の（２）開設、拡張すべき林道の種類別、箇所別の数量等は別表６というところに記載しております。別表６、開きで３１ページでございますが、路線名を指定して、それぞれどの程度の計画をしていくのかということに記載しておりますが、これ以外にも可能なところについては状況を見て対応していきたいというふうに考えております。いずれにしても、これはいわゆる国の方からの割当て量のある程度斟酌しております、実際には路線数等、現実の部分では多少変動するというところをお含みいただきたいというふうに考えております。

あとは、治山事業等につきましては、従前と変わらないということから説明を省かせていただきます。

三宅村の話に戻らせていただきます。ご存じのようにこの真ん中の部分は火口で陥没しました。先ほど申しましたように、前回除いた部分もございしますが、今回この周りをさらに拡大して除かせていただいたと。それと、このどちらかというところのあたりなんです、ぼつぼつぼつと実は、農地の災害復旧ということを行って、これからも農地でやっていきたいと思いますというところがございします。そういったところは、森林計画区域から外すということで外させていただいた。さらに、この下白くなっておりますが、実はここが先ほど申しました預託牛等を行っていた村営牧場でございます。このような状況では、とても牧場としての復帰は困難だろうということから、牧場を山に戻すということ。それと、大分荒廃しております。いわゆる雨等の流れで筋状にいろいろな沢等が深くなっております。こういったところに治山事業を行うためにも、この部分を今回、森林計画地域として編入ということで考えております。

これは小笠原の植物の写真でございます。最初はアカギということで。写真を実はお配りしようとも思ったんですが、著作権等の問題があるので、こういった形でお見せするだけにさせていただきました。本日、東京事務所長も見えているので、小笠原のことはご存じかと思いますが、アカギが大変な被害をもたらしていると。ただ、戦中戦後、いわゆる薪炭林として育てるために持ってきたり、一部の樹種について聞くとところによると、防空ごうを隠すために植えたということもあるというふうに聞いております。ただ、もう戦後６０年たっております。ただ、小笠原の自然植生が大分こういった移入種によって痛められているということから、今回あえてこの森林計画に記載させていただいたという経過がございします。詳細につきましては、今お話しした中でご覧いただきたいと思いますが、大きなところは、申しましたように三宅島の部分は変更したということと、小笠原の移入種の対策を入れてあるということでご理解いただきたいと思っております。

以上、雑ぱくではございますが、説明させていただきました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○太田会長 どうもありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました、伊豆諸島地域森林計画の案について、まず、事前に委員の方から質問が届いております

ので、事務局からご説明をお願いします。

○岡田農林水産部森林課長 では、事務局より説明させていただきます。資料の配付が遅れまして、どうも済みませんでした。2枚だけの部分ですが。

質問事項1つは、伊豆諸島についての伐採・造林計画についてということでご質問いただいております。今回の計画での質問内容、伐採はこれらの森林資源の状況、現況、過去の伐採傾向、年齢構成の平準化を図ること及びというふうに記載してあるとなっている。しかし、人工林だけでも成長量1万1,000立米に対して、伐採材積は針広を含めて7,000立方メートルとした利用の教示というのと、全国森林計画の計画量に沿った計画ということであれば、根拠となる数字を示していただきたいというご質問が1点ございます。

まず最初に、現在の伊豆諸島におきましては、いわゆる伐採はどこでやっているかという、八丈島でヒサカキ林を伐採しておりまして、3年間で約126立米の伐採しか行われていないという状況であり、成長量に見合った伐採量を確保するのが実は困難な状況でございます。今回、伐採量7,000立米と記載したのは、おっしゃるとおり全国森林計画の割り振りにより計上したものであります。また、本来の資源循環的な視点からは、伐採は資料の第I分期に記載した1万8,000立米。これは5年間でございますが、その今回の伐採で、その2分の1を逆に記載したと。本来の循環的な視点からの伐採量というのは数字上、現在の資源から見てこのようなやり方があり得るということからやったものでありまして、現実の数字ではございません。ただ、現在うまく使えばこれだけ使えるということからやっております。済みません、その資料は後ほどご提供ということで、ご勘弁願いたいと思います。いわゆる本来の循環からの計画の半分程度を今回記載ということでございます。

次に、造林面積が前回の計画を大きく下回り、前回の約2%となっている点についてのご質問でございます。これは、先ほども申しましたように、三宅島の噴火に伴うガスの噴出が長期にわたっているため、当面、三宅島での植栽は困難であると判断し、先ほど申しましたように計上を見送った経緯がございます。ただ、今後ガスの噴出がやみ、植栽可能な状態になった場合は、災害復旧としての位置づけにより増量を行い、早期の緑化に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、造林及び三宅島の緑化についてのご質問がございます。先ほどもご説明しましたが、人工造林すべき樹種としてスギ、ヒノキ、クロマツ及び広葉樹3種類の6種類に限定されているというふうに、これによろしいのかというお話だというふうに解釈しております。これにつきましては、造林に関する基本的事項の中で、造林樹種に関する指針は伊豆諸島全体についての記載ということでございます。したがって、望ましい樹種についても明示したものであるというふうにとらえていただきたいと思います。今回、三宅島については、その他造林に関する質問事項の中で、さらに先ほど申しました緑化植物について言及していますが、実際どのようにやるかという詳細につきましては

ては、三宅村がたてます三宅村森林整備計画で記載というふうに考えております。

次に4ページ目でございますが、その他ということ、実際に林業活動が少ない、このような、当地というのは伊豆諸島というふうに回答いたしますが、どのように計画を実行していくのかについての見解を伺いたいということでございます。文章の中では、伐採量の安定化ということも書いてございますが、どのようにするのかということでございます。皆さんもご存じだと思いますが、現在、唯一森林組合がある島しょは三宅島でございます。三宅村においては、実際には島内在住者、特に60歳以上が40%を超えている島でございますから高齢者、結構元気でございます。そういった方を中心に苗木の育成等の事業があり、その事業量が安定化により島民雇用の面で対応しているところがございます。要は、実際に伐ったり植えたりの前の苗木の育成のところ、こういった高齢者の雇用を含めて島内在住者の雇用の面で対応しているというのがございます。

さらに伐採について、これ伊豆諸島全体に広げますと、現在、先ほど申しましたように八丈島でヒサカキが中心ということがございます。さらに今後、いわゆる北側の島につきましてはツバキ林の更新などが図られていることもございます。こういったことから事業の安定化、計画を図った上で、当初の振興としての位置づけを、林業活動だけではなくて島の森林として位置づけてまいりたいというふうに考えております。北側というふうにぼかして言いましたが、いわゆるツバキ林等を行っているのは、大島から大体新島まで行けるかどうか。利島が一番多いと言われております。こういった島も、高齢化の中でいろいろな課題を抱えていると。では、すぐに伐ってツバキ林をやったらいいかという話になりますが、実はツバキというのは植えてから10年ほどたたないと油がとれません。そうすると、自分で持っている木を伐っちゃったら10年間収入がないということから、いかにこの共同体の中で回していくかというのが大きな課題になってくると。そういったのが回り出せば、今言ったような事業の安定化等も島によっては図られるのではないかとこのように考えているところでございます。

以上、事前にもりました質問に対して回答させていただきました。

先ほど、最初に申しました資料の第I分期というのは、資料の2-3の15、6ページということで記載しております。資料2-3の15、16ページでございます。15ページが森林資源の推移（伊豆諸島）というのがございます。資料15ページが、いわゆる森林資源の推移。いわゆる今の状況から理想的な形で推移したらどのような形になるのかを、分期というのが5カ年間でございます。具体的には第I分期、ローマ数字でございますが、これが平成19年から23年、以降5年ごとということで24年から28年、29年から33年という形で記載しております。年齢がどんどん上がるごとに、それぞれの面積が次の段、次の段へ移行していくという読み方になります。あくまで、これは机上での推計でございます。現実にならぬかどうかということではなくて、理想的に推移した場所はこういう形がとられる、とれるということで

ご理解いただきたいというふうに思っております。

以上で、大分ばたばたいたしました。事前にいただいたご質問への回答とさせていただきます。

- 太田会長 はい、どうもありがとうございました。伊豆諸島地域森林計画、新しい森林計画でございます。その説明と、それから事前にいただいている質問に対する回答ということで、課長さんからお話ありましたように三宅島、それから小笠原が中心でございます。島しょという特殊な地域ですけど、ある意味では注目される地域でもあるということでございます。それに対する新しい森林計画ということでございますので、ご質問、ご意見がありましたら、ご発言をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。ご質問でも結構です。どういう状況かという質問、さらにお聞きするということでも結構でございますし、ご意見等でも結構でございますので、ご発言をよろしくお願ひいたします。

三宅島の方は、ああいう今の火山の問題というのがまだ長引いているということで、陥没地域も広がっているという状況の中で、非常に大きな変更は牧場が林地に編入されていくというのが非常に大きな変更、変更といいますか、点であろうかと思ひます。三宅島、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

井上委員、質問の回答も含めまして、あるいは感想等、何かございますでしょうか。

- 井上委員 丁寧にご回答いただきまして、ありがとうございました。計画が全国森林計画の割り振りにより計上されたけれども、実態としてはいろいろ難しい面もあるということと、あと三宅島については太田会長の方が一番お詳しいのではないかと思ひますが、緑化の樹種は限定されたものではなく、理想というかの状態であり、現実には整備計画の中で記載されるということで、状況がとてもよくわかりました。ありがとうございました。

- 太田会長 ほかにございますでしょうか。何かありますか。

- 小峰委員 島の人がきょうはだれも来ていないんですね。

- 太田会長 ああ、そうですね。きょうはね。

- 小峰委員 事前にそういうご意見がなければ、これで認めていただければ。

- 太田会長 火山の問題は、これは自然の問題ですから、多少どうしようもないところがあると。それから、それをどう早期緑化していくかという治山の問題は、今言われている生物多様性の関連で地の植栽のものを使うという原則。しかし、それがなくなるときに近いところで、その多様性に影響されないようにやっていくという、そういう原則でやられていくんだらうと思ひますがけれども、実際にしかし、そういう材料を集めるのはなかなか難しいというのが治山の方の内容かと思ひます。あとは住民の関連で、農用地として使っているところは、農用地でやっていくというようなことかなというふうに思ひますがけれども。やっぱり自然の推移がどうなっていくかということが一番問題というか、そこを見守りながら対応していくというのが都の考えと

ということになるんでしょうかね。そういうふうには個人的にはちょっと感じておりますが、よろしゅうございましょうか。

○井上委員 済みません、1点確認。事前にいただいた資料と、今回の地域森林計画案の中で、大綱の方で幾つか数字が変わっているというところが確認できたんですけども、その他中身の方で変わった点とかは、今回今日いただいた資料はそのまま、別に変更したものではないというふうなことよろしいでしょうか。

○太田委員 事務局いかがでしょうか。資料として、内容をご説明いただきました。資料として、事前に配付した資料と本日の資料で変わっている。はい、お願いします。

○岡田農林水産部森林課長 本日の資料と変わっているところ、一部ございます。計画書本案は変わりませんが、先ほど申しました分期で設定して将来のという話の表につきまして、多少計算上の間違いがございましたので直したところがございます。

○太田会長 はい、どうもありがとうございます。もう一つ小笠原の方、これもご意見というよりも、ご質問等ございますでしょうか。これも、アカギは非常に有名でございますけど、そのほかギンネムとかモクマオウとかというそのあたりも、ギンネムやモクマオウはかなり何かでも、琉球とかあっちの方でもたくさん使われたものですが、小笠原ではどういう感じなのかというのは、私ははっきり知りませんが、そのあたりも含めてご質問、あるいはそういうものがございましたら、何か気がついたところあればご発言いただければと思いますけど、いかがでしょうか。どうぞ。

○三村委員 小笠原行ってまいりました、6月なんですけど。アカギ、モクマオウ、ギンネムは、ほぼどこにでも見られる状況ですね。特に母島の方にアカギが多くて、父島の方にはそれほどでもないんですけども、分布に入っております。私ども国有林として、ボランティアなどでやっている方もいるんですけども、正直これをきちんと駆除するとすれば、とても今のレベルではできないだろうなというふうに思っております。モクマオウとかギンネムというのは、これは材として使い物にならない、炭とか何かにはなりますけどね。アカギは相当、これなかなか、おいしい材というのは言葉があれですけども、なかなか木材としても使える材であります。台湾の銘木だというふうに言われている材なんです。あっちから入ってきて沖縄に入って、それから移入させたというあれで。事業的にやれば、少しは駆除できるかなというふうな気がしております。

量として、まだ数字的にはよくわかりませんが、やっぱり数千立方オーダーであると思いますので、これはなかなかおいしい、おいしいという言葉があれですけども、なかなか使い勝手、流通経路に乗ればいいかなという気がしました。ただ、モクマオウと、そうですね。こちらの方では、アカギの市場化というんですか、それが無いでしょうから。アカギを使ってみたいという人がいれば私は、国有林たくさんありますので、何ほども提供してもいいなというふうに思っています。ただ、ギンネムとモクマオウはこれ大変ですね。どのようにするかというのは。

- 太田会長 非常にギンネム等成長がいいというか、いいわけですよ。アカギもそうですけど。
- 三村委員 かいわれ大根みたいな感じですよ、ちょっと切った後がわあっと出ています。
- 太田会長 ちょっと普通の高木という感じではないですよ、何ていうかね。だから、使いようがなかなかないし。
- 三村委員 モクマオウは板根化して、板根がずーっと出てきましてね。ぜひ、百聞は、国有林いつでもご案内しますので、一週間時間に余裕がございましたら。
- 太田会長 よろしゅうございましょうか。特に、島の関係者もちょっと見えないということもございすけれども、それでは特にとということではないようございすので、本件については原案どおり認めることにご異議ございせんでしょうか。

(なし)

- 太田会長 どうもありがとうございます。それでは、異議なしと認め、2号議案、伊豆諸島地域森林計画の案につきましては、原案どおり認めることと決定いたします。

続きまして第3号議案、多摩地域森林計画変更計画の案につきまして審議を進めてまいります。議案について事務局からご説明お願いいたします。はい、よろしく申し上げます。

- 岡田農林水産部森林課長 それでは、お手元の資料2-2というのをお開きいただきたいと思います。A4、2枚でございます。それと第3号議案、多摩地域森林計画変更計画書という冊子がございます。この両方をご用意いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。資料の2-2から説明させていただきます。今回、多摩地域の森林計画、実は昨年作成したところでございますが、ここで変更計画の案を作成したところでございます。1番として、変更の理由でございますが、皆様方ご案内のように18年9月8日に全国森林計画が改定されております。この改定内容が、変更内容がいわゆる地域森林計画に定める事項のうち、先ほど申しました昨年度作成した伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、林道の開設及び改良に関する計画について、ある程度の規模を超える、いわゆる農林水産大臣の同意の範囲を超えるために、今回改めて変更計画ということで作成し、提出するものでございます。また、同時に要整備森林の事項の変更、後ほど説明いたしますが、増えたということもございまして、今回多摩地域森林計画を変更するものでございます。要は、全国森林計画の変更内容に伴って今回変更するところ、それと要整備森林がさらに増えたということから変更するという2点でございます。

2番が変更事項でございますが、伐採立木材積が主伐というふうに書いてございますが、今回増やしております。特に針葉樹では、当初の計画、前回計画でございます、14万8,000立方メートル、14万8,000立方メートルを25万6,000立方メートルに変更したところでございます。これは皆様ご案内のように、東京都で

は現在スギ花粉発生源対策ということで、飛沫対策を進めているところがございます。この計画自体は、10年間で約1,200ヘクタールの山を伐採して材を出して、その後に花粉の少ないスギ等を植栽していくというのが大きな主伐計画でございます。それ以外に、森林の斜面にパッチ状に穴をあけて、そこに広葉樹を植えるという事業も考えているところでございます。そういったことも含めまして、立木の伐採材積を今回ふやしたというのがございます。これにつきましては、国からの割り当て前に実は国の方に調整を図りまして、東京都、こういう事業があるのでふやしてほしいということから大幅にふやしてもらった経緯がございます。

一方、造林面積でございますが、やはり人工造林面積が当初計画の720から約400ヘクタールと増えてございます。これにつきましても、先ほど申しましたように伐採した後にスギの花粉の少ないものを植えるということから、人工造林面積を増やしたという経過がございます。逆に天然更新につきましては、減をさせていただいたというのがございます。これは皆様ご案内のように、奥多摩地区を中心にシカ等の被害がございます。いわゆる天然更新で自然に生えさせても、すぐにシカの餌になってしまって、そのまま放置したのでは、いわゆる裸山になって斜面の崩壊を起こす危険もあるということから、極力抑えていくという考え方が1つございます。

それと、(3)の間伐立木材積でございますが、これにつきましても大幅の増というふうに見えます。当初計画が357。それが738、73万8,000立方メートルにふやしたというのがございます。今まで間伐やっていたのに、急に増えるのですかという疑問をお持ちの方もいると思いますが、前回計画の多摩森林計画の段階では、いわゆる間伐の中で環境間伐と、いわゆる環境局のやっているものを計上していなかった部分もでございます。現在、毎年補助間伐で600ヘクタール。いわゆる環境局の間伐で1,400ヘクタール。約2,000ヘクタールが毎年行われている規模でございます。それに対して、ご案内のように今までは大体20%ぐらいの間伐率といったのを30%引き上げると。平均して25%ぐらいの計上と、もう一つは、国庫は35年までしかつかないんですが、それ以上の高齢級の木についてもやはり間伐が必要だということから、ヘクタール当たりの間伐材積はふえるということを経算いたしまして、結果約70万立米を計上させていただいたという経過がございます。

次の2ページ目につきましては、林道の開設でございます。これにつきましては、こちらの本紙の9ページから11ページに記載しております。9ページの奥多摩町から始まりまして、八王子市までの部分を記載しております。これにつきましても、国庫等の割り振り等を勘案して設定しております。これだけで全部かという話ではないというふうにご理解いただきたいと思います。必要な路線はさらに入っていくということで、もう一つこれはいわゆる林道について記載しております。今、私ども実は、花粉症対策の中では作業道というのをもっと入れていこうと。規模的に言いますと、毎年2キロ、10年で20キロぐらいを入れていこうということで、森林施業の効率

を図るといのがございます。それにつきましては、この地域森林計画に記載する欄がございませんので、逆に林道の区分から抜けております。したがって、これだけではなく、さらに作業道等が実際には行っていくというふうにご理解いただきたいというふうに思います。

それと、要整備森林についての記載でございます。これ、14ページをお開きいただきたいと思ひます。保安林等の特定保安林の中で、いや、これは整備しなければなどというところを抽出しております。前回もお示ししましたが、さらにその後も調査を進めております。林野庁等の指導もございまして、約5年間の間にある程度の調査を行うということで、実際机上だけではなくて私ども現地調査も含めてやっております。そういった中で、今回追加ということで2件、水源かん養保安林、八王子市の分でございますが、4.4ヘクタールの要整備森林の追加という内容になっております。

それと、本文の中ではございますが、細かくは今申しませんが、後ほど新旧対照表をご覧いただければわかると思うんですが、先ほどから申しております花粉症対策を行っているということについての言及。それと、その中で主伐を行いますよ。それと、花粉の少ない森づくりの中での、いわゆる小面積の伐採と広葉樹化。それと、シカ被害に対して実際にスタートしていますというような記述を多少、文章を修正しながら入れさせていただいたということで、今回の計画の大きな内容につきましては、いわゆる最初の資料2-2にございますが、立木の伐採材積の変更。造林面積、間伐材積の変更等が大きな変更点というふうにご理解いただきたいと思ひます。

ほかの内容につきましては、字句の修正等もございまして、昨年審議していただいた計画を大きく変更しているということにはございませぬ。さらに追加した部分があるというふうにご理解いただきたいと思ひます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○太田会長 どうもありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありました、多摩地域森林計画の変更計画の案。昨年でしたかね、やったものでございますので、本体はそれほど変わらないということですが、それにしても東京都の関連の事業も含めて、少しこの資料の2-2に書いてあるような状況のところは変わっているということでございます。事前に2名の委員から質問いただいております。事務局からのご説明よろしくお願ひいたします。はい、お願ひいたします。

○岡田農林水産部森林課長 それでは、右肩にとじてある質問及び回答の部分をご覧いただきたいと思ひます。

最初に1、伐採立木材積についてのご質問が3点ほど出されております。いわゆる30万立方メートルとなり、普通伐採も含めてまだまだ数字が少ないのではないかとご指摘でございます。まさにこれ、おっしゃるとおりのところがございまして、伐採計画の計上につきましては、先ほどと同じように全国森林計画の策定時にさらなる伐採林の追加措置を行っていきたくと。いわゆる私どもの事業は、10年間という中で最初の5年間の計画を国の方で示されたという中で、伐採量の割り当てがありまし

た。そこで増やしてくれということ増やしたのですが、まだ増やしきれなかったという現実がございます。そういった中で、さらなる伐採量の追加割り当ての要求を行っていききたいというふうに考えております。

次に第2点でございますが、民有林がほとんどの東京都の森林を、森林所有者の同意を得てということだと思えます。同意を得て、進捗させる裏づけはということでございます。実は私ども、これが一番頭の痛いところでもございますが、今回の事業における森林所有者側のメリットについて、幅広く森林所有者に説明をさせていただいて、理解と協力を得て進めていきたいというふうに考えております。さらに木材の評価、いわゆる搬出経費等でございますが、これに大きく影響する作業道の整備。これを大きなチャンスととらえて、あわせて行っていききたいというふうに考えてございます。ちなみに、東京都で今まで作業道というので、別立て予算でいただいたことはございませんでした。今回、別立てということでは何とかとれたということで、これを大きな足がかりに森林林業の復活に向けて頑張っていきたいということがございます。

さらにもう1点、出材された材木が正しく消費されるか心配であるというご心配でございます。確かに今のような状況ではばらばらに、小口で出されたのでは、なかなか形のあるいい消費にはならないだろうということから、山から出された材につきましては選木を一度行って、いわゆるいい材、悪い材、これはという材に分けまして、いい材につきましては原木市場、いわゆる柱材等に使えるところの市場に出して、なるべく高く買ってもらおうと。多少、曲がり等でやはりこれはなかなかいかないなというものにつきましては、量をまとめた上で合板工場等へ持って行って、合板化等の供給を行いたい。さらに今まで未利用であった材、いわゆる端材なり樹脂も含めて、私どもよくカスケード的利用、いわゆる全部使ってしまうんだというふうに言っておりますが、そういった利用も含めて、すべてに供給を図っていききたいというふうに考えております。

次に、林道整備についてのご質問がございます。この私ども計画にある55.9キロメートルであり、これを5年で割ると1年10キロメートル程度ではないかということがございます。さらなる公共、いわゆる開設を計りたいというお話だというふうに理解しております。回答にございますが、延長計画がご指摘のとおり55.9.1年10キロという計画になっておりますが、実際には国庫補助を受けてやっているのは2キロメートル弱という状況でございます。したがって、今回計上した55.9キロメートルについては、将来的な整備分も含んで計画をさせていただいたというふうに考えております。そういったことによって、今後も林道も必要なんだということを強く表現したいというふうに考えております。また、先ほども申しましたように、計画とは別に作業道については、毎年2キロ程度の新規開設を行い、10カ年で20キロ程度の整備を行い、搬出経費等の削減に寄与したいというふうに考えております。

次のページをお開けいただきたいと思います。質問事項3でございます。造林面積と

大苗植栽ということで、人工造林地が増し、天然更新が減った理由はというのが1つと、高齢樹植林も増加したからなのかという質問。それと、大苗の植栽に関しては、活着の不安定性、運搬の非効率性もあり、わざわざここに書く必要があるのかなという疑問をお持ちになられたと。それと、広葉樹の大苗をやるのであれば、天然性で十分ではないかというお話だというふうに考えております。

回答でございますが、花粉の発生源対策に対応した事業規模を加味して、人工造林地を増やしていますというのが1つございます。天然更新につきましては、シカ食害等について現状から見て困難である。いわゆる天然更新、いわゆる自然に生えてきたものはすぐ食べられてしまう状況ではないかということをお慮しております。そういったことから、先ほども申しましたが、天然更新について数量減するというのが1点ございます。

それでは、もう一つ大苗の植栽についてご質問がございます。天然更新、もしやっただとしても植生に時間がかかる。また、樹高が低いうちからシカの食害等の恐れがあるということから、大苗を植えていくという植栽方法をとらせていただきたいと。これが一番効率的であろうと。ただ、おっしゃるように、大きな苗持ってきますので大変だと思います。非効率というのは、逆にこれが枯れてしまったりして、もう一回やるとなったら本当に非効率だと思います。その辺で、ここに回答文ちょっと入れなかったのですが、場所によってはシカ被害対策を施した上で、大苗を植えて何とか成林させていきたいというふうに考えています。技術的には、広葉樹の植栽については、疎植え等でまとめて植える方法だとか、いろんな方法がございます。実は、広葉樹の植栽については、なかなか全国的に見ても知見がきちんとそろっているものではないです。東京都、こういった事業の中でフォローアップもしながら、広葉樹化をいかに図れるのかということも含めて進めていきたいと思っております。これもほかの県に先駆けてまでは言えませんが、やはりやってみる価値はあるのではないかとということで事業化に踏み切ったところがございます。

それと、最後でございます。4番でございますが、間伐予定材積の増大についてというご質問。何で増えるのですかということと、利用間伐、指定間伐の見通しはということがございます。先ほども少しお話ししましたが、回答に書いてございます約年間2,000ヘクタールの間伐というのをやっております。今後の強度の間伐の実施。それと、高齢樹で間伐の材としても増えるということから、約70万立米強を計上しているところがございます。また利用間伐、やはり山で伐っただけではもったいないのではないかと議論がよくされます。ただ、搬出コスト等が合わず、なかなか出せないということが現実でございます。そこで利用間伐についても、先ほど申しました、これ主伐対策の作業道でございますが、隣接するまだ若い木等につきましては、作業道を使ったコスト削減による間伐材の出材と、逆にもう一つは需要として引っ張らなければならないというのがございます。幾ら供給しても、買ってくれる人がいな

ければなかなか進まないという現実がございます。そういったところで、公共事業を中心とした需要増による価格の上向き等により、何とかコストをリカバリーして出材がふえるということを期待しているところがございます。具体的には東京都内部でございすが、東京都のいわゆる多摩産材の利用方針というのを作成いたしまして、庁内各局で主伐材、間伐材を含めて、積極的な利用を図るということが一致した考え方でございます。そういった中で、今までも公共事業等で使われておりましたが、さらなる公共事業での引っ張り、いわゆる需要の増加、それによって民間需要も引っ張っていききたいというふうに考えているところがございます。

次のページをお開けいただきたいと思ひます。4番として、森林計画の変更理由についてというのがございます。伐採材積、造林面積1.6倍、間伐材積2倍という大幅な変更であることから、今回の変更に伴って東京都の森林の状況、関連性にどのような影響をもたらすのかについて。相当難しい、私どもにとっては難しいご質問を与えられたというふうに考えております。その中で、以下の点ということでございます。全体を総括いたしまして、回答にございますが、要整備森林として15カ所29.5ヘクタールを計上しましたが、その後の調査、いわゆる今回、八王子市の2カ所4.4ヘクタールの水源かん養を追加したところでございます。なお、林野庁におきましては、こういった調査は5カ年程度の期間を選定調査の重点期間というふうに言われております。これを見ますと5年では終わらない、ずっとやっていくんだと。ただ、その中で重点的にやるのが最初の5カ年間というような読み方になると思ひます。このため、森林審議会において地域森林計画の変更手続をその都度行ってまいりたいというふうに考えております。

項目別の質問でございすが、当初計画の1.6倍の増加。全計画量の実行量と比較すると、20倍にもなるであろうと。森林の齡級配置の平準化を図る意味から過剰とは言えないかもしれないが、どのように実施をしていくのか。また、造林はだれが、どのようにやっていくのかというお話でございすが。今回の回答でございすが、造林計画量は花粉発生源対策におけるスギ林等の伐採跡地での造林。伐採面積に見合ったものであり、今後10カ年で1,200ヘクタールの伐採を計画しております。裏を返せば、1,200ヘクタールの植栽ということもついてくるということがございします。なお造林、その後の保育、いわゆる下刈りから始まって、除伐、間伐等も将来的には必要になります。その一部については、花粉対策の中で予算措置をし、だれが実行するのかということにつきましては、森林所有者、または森林組合等が実施を担っていくというふうに考えております。いわゆる事業量の確保によって、林業事業者が事業ができるようにしていきたいと。それも毎年の予算ではなくて、10カ年という流れの中で、ある程度事業量を見合ったものができる。こういったことにより高性能機械の導入だとか、乾燥機の導入もさらに図られるのではないかとというふうに考えているところがございします。

次のページお願いいたします。6番、木材の消費でございます。大量に伐採する木材を受け入れる市場や消費の仕組みはどのように整えられていくのかというお話。特に、価格破壊が起きないような配慮はどのように行うのか。価格破壊については大変難しい話でございます。回答でございますが、伐採した木材については貯木場で、先ほども申しましたA材、B材、C材、いい材、悪い材、中の材というような分け方をいたしまして、柱材で使えるものについては、多摩に原木市場がございます。そういったところを中心に販売していきたいと。柱材には少し不向きだよ、でも合板にはなるよ。皆様ご存じのように今、針葉樹合板が相当注目されております。そういった合板工場等に搬出して、合板にして使っていくと。国産材の針葉樹合板化するというのがございます。

また、先ほども申しましたが、増加する供給に対しては、公共利用の拡大や民間利用の拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。民間利用の拡大、どういふふうに役所が図るのかなというのがございますが、実は私どもの中には都市整備局というところがございまして、民間住宅を担っているところがございます。そこは直接ではございませんが、多摩の6つの信用機関が多摩産材を50%以上建てた家のローンについては最大約1%。いわゆる自分の銀行の金利からの1%からなんですけど、そういった割引をして対応していくということで地域にも貢献していく。銀行側も地域に貢献していくという視点からの協力が得られているところがございます。また、地域の材で家をつくる会というのは全国的にございます。私きのう調べましたら大体、東京都では十何数棟で、少ないなあと思ったんですが、全国的に見ると皆さんタケノコの背比べぐらいで同じであると。大きなところで200棟、300棟というのがありますが、大体10棟から20棟ぐらいでみんながんばっていると。そういったことに対しても、私ども支援を都市整備局とともに行っていきたいということで、民間利用の拡大も図っていきたいということがございます。

また、価格破壊のお話でございます。私どもやるに当たって、今1万円以下だった市場がさらに冷えては大変なことになると一番危惧していたところがございます。資材については多摩木材センター等を通して、どのような状況になるか相当チェックしておりました。神風とは言いませんが、いわゆる外材の違法伐採の問題が大きくクローズアップされてきたということもございまして、全国的な市況でも木材の市況は上昇傾向にあるというふうに聞いてございます。具体的には、現在多摩木材センターについては、立米当たり1万円以下であったスギなどの取引について、1万円を上回る状況へと好転しているというのがございます。北関東方面の状況では、やはり材の方がタイトになってきているということで、材の引っ張り合いも起きるのではないかという話も聞いているところでございます。国産材関係者にとってはいい話ではございますが、消費者にとってそれが余り反映されるころは、またいかがなものかというふうに考えるところでございます。そのあたりで、流通の改善ということにつきまし

でも私ども調査、研究を進めているところがございます。

最後に担い手、7番のところでございます。事業量が相当大きくなりますよということで、実際の事業の担い手や労働力をどのように確保していくのかというお話でございます。おっしゃるように、事業量につきましては順次増加しております。19年度までは、いわゆる既存の事業体のやりくりで対応できるという範囲でございます。その後につきましては、事業量の安定化を図りつつ、森林組合等の事業体や製材加工業者との調整を行い、生産体制の整備を図っていききたいと。いわゆる事業体の方はどういうニーズがあるのかについて、よく打ち合わせをした上で行政として対応していくという考え方でございます。

最後に8番のところでございます。東京都森林計画に対する要望というのがございます。森林審議会の際、1回の審議会開催の採決に異議があったというふうに記憶しているというお話でございます。その見解をというお話でございますが、ご存じのように森林審議会は、森林法に基づく森林案件を議論するために設置されたもので、法定の案件が発生した都度、開催するというふうに決まっております。しかし、おっしゃるように議論を深めるためには、審議会に先立つ議論の必要性が考えられるところがございます。そのため、今後につきましても事前の情報提供や意見収集を行い、円滑な審議を図ってまいりたいというふうに考えております。逆に先に出し過ぎて、先ほどのように、どちらの資料が正しいかという話になっても困るところもあるのですが、失礼いたしました。なるべく情報を早く出して、ご意見いただきたいというふうに考えております。

最後に9番でございますが、東京都森林計画に対する要望。計画策定後1年以内に大幅な変更を必要とするような短期的な視点でなく、中長期的な視点に立った上で森林整備計画策定及び森林行政を行ってほしいというご要望。特に計画を実行できるような仕組みづくりを、東京都が先導して実施してほしいというお話でございます。今、申しましたように、今回の変更の主要原因は、上位計画である全国森林計画の変更に伴うものであり、やむを得ないというふうに考えております。ただ、お話のように計画の実行につきましては、言いつらいのですが、この計画ではなくて行政計画として森づくり推進プランなり、花粉発生源対策の執行プランがございます。そういったプランに基づいて、着実に実行していくというふうに考えておまして、この計画、このペーパーだけでやるということではなくて、それぞれの行政計画をもちまして、着実に進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いたします。

- 太田会長 はい、どうもありがとうございました。全体の変更計画案の説明。それから、池谷委員、井上委員からのご質問に対する回答でございます。2委員につきましては、議論を深めるという意味で本当にどうもありがとうございました。本当に議論が深まると思います。ということでございますが、ただいまのご説明に対しまして、ご質問、ご意見がありましたら、発言をお願いします。どうぞよろしくお願いたします。

最初はあれですか、2委員から今のご回答も含めまして、ご意見、ご質問お願いしたいと思います。

○池谷委員 以前やった審議会では、このような質問を集めないで臨んでいたようでしたけれども、このように、今回2回目だと思うんですけれども、事前に質問を出させていただくようになって、とてもよかったと思っております。それで、的確に文書で答えていただきまして、ありがとうございます。

私もちょっと基本的な質問だったんですけれども、林道につきましてはやはり東京都が所有が細分化されているので、ぜひ公共的林道を入れてほしいというのが私の以前からの願いなんですけれども、林道のメートル当たりのコストがかなり基準が高いようなので、作業路で十分でございますので、花粉症対策であれ何であれ、やはり全体的に長さをもうちょっと多くしていただきたいという希望がございます。ですから、作業路を延長していただきたいということがあります。

それから、担い手の養成なんですけれども、先ほどもちょっと私の質問の中でもあったんですけれど、やはり広葉樹を植えていくとか、それから針広混交林にしていくとか、さまざまな新しい造林の試みがなされている現在、やはり広葉樹の施業の方法というのがなかなか確立していないように思うので、その技術を深めていただきたい。そして、その担い手の養成をさらにしていただきたい。普通の針葉樹の担い手も今、以前の作業員からずっと減少して高齢化して、本当に以前の人はいなくなりつつあるようで、新しい人が出てきてはいるんですけど、その間が途切れているような気がとてもするんですね。技術の衰退というか、もあると思いますので、ぜひ針葉樹林の今までのやり方でも、担い手の養成に力を入れていただきたいと思っております。

それから、人工林化のことなんですけれども、大分多く造林面積ふやしましたけれども、これは広葉樹の人工林も含めた人工林と解釈してよろしいのでしょうか。

○岡田農林水産部森林課長 よろしいですか。一番最後にお話のあった人工林の中ですけども、広葉樹を植えるのに当たって人工林として植えるやり方と、やはり自然に戻すやり方とちょっと違うと思うんですよ。形態を見れば、生えているものが同じであってもどういうやり方をするか。私どもとしては、広葉樹については天然更新がだめな場合は人工的に植えるという考え方で、人工林の中へ含めるという考え方がございます。ただ、天然更新ができれば、それに一番越したことがないのですが、シカさんがいる中ではなかなかできないだろうと。ただ、池谷委員おっしゃるような一番の心配は、広葉樹をどういう育成をするかという技術的な体系が、まだまだ未成熟であると。

したがって、それを含めてその担い手の育成、確かに必要だと思います。東京都でもなかなか、これ植えて大丈夫かなというところがあると、なかなかできないと。実はそれにつきましては、私も近県を含めてどのような広葉造林を行っているか。また、農林総合研究センターの都市環境課の方も通じて、いろいろデータを集めているところがございます。余り言うと広葉樹が心配になるのでやめますが、やはりいろど

りの森、いわゆる観光的な面から言って真っ暗な森でなくて、ここはやはり広葉樹があった方がいいだろうというところにつきましては、多少リスクがあったとしても、ある程度の知見を持った上でやっていきたいと。そういったことが成功すれば、池谷委員お話しのように、そういった事業に参画できる担い手も出てくるのではないかと。今、担い手を先につくってしまいますと、危ないということもあるのかなと。

ただ、よく言われるように、太田会長よくご存じだと思うのですが、このぐらいの林であれば大丈夫ではないかという議論もあります。ところが、あれもともと使われていた山だと。2、30年生ぐらいで伐って、ボーダーをしないと結局だめになってしまうという説もあるということから、私どもとしても今回の事業を契機に、こういった広葉樹造林についていろいろ知見を深めていきたいと。その知見がある程度、100%でなくてもやれるところはやっていきたいというふうに考えております。

それと、作業路の話でございます。おっしゃるようにメートル当たり今、林道開設すると10万以上かかってしまいます。これが作業路であれば、3万程度でおさまるだろうと。国の方には、2万3,000円というふうに言っているんですが。いわゆる3万程度でできると、3分の1でございます。これは幅員が狭い、それと勾配が急にとる。カーブ等もうまくセットするということからすれば可能であるということから、委員ご指摘のように今後こういった道を、動脈に対して静脈のように山の中へ張り巡らせて、何とか小規模の所有者の方のところにも届いて、それでまとまって施業していただければなというのは、いわゆる団地化をするということがやはり森林によって、所有者にとっても一番メリットというふうに考えています。そういったことが図れるように、団地化を目指した形で森林所有者、小規模のところも含めて、こういった作業路を整備していきたいというふうに考えております。

○池谷委員 大苗のことにこだわったんですけれども、なぜかという、やはりちょっと山の頂上の方に大苗を運ぶということが、自分で山に登ってみて1日1回2、3本運んでいるようなやり方で植えるとしたら、とても非効率的だなと思ったんですね。活着状況がいいというので、大苗と小さい苗とでどっちがいいかということになると、一長一短ということもあるとは思いますが、やはり植えてからも、植えっぱなしではやはり広葉樹林にならなくて、つるが巻いたりいたしますので、その後の施業、またさっきの絡みもありますけど、広葉樹の施業というのを、下刈りですね。そういうのをやっていかないと、やはりちゃんと育たないと思うんですね、つるに巻かれてしまったりして。ですから、やはりコストの問題をぜひ、花粉症などで予算がたくさんあるのかもしれませんが、ぜひコスト面でもよく検討の上、十分効率のいい、少しでも多くの山が良くなるようにということとやっていただきたいと、当然のことなんですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

○太田会長 ありがとうございます。技術的にも確実になければ、結局はお金の問題にもかかわるわけですからね。やっぱりそこ技術的な、確実にやっぱり少しでも多くとい

うことなんでしょうね。はい、どうもありがとうございます。

それでは、ほかの先生もございますと思いますけど、まず、井上委員の方から、大変いろいろの質問、私も要望したい質問も一緒に言っていただきまして、どうもありがとうございました。どうぞよろしくをお願いします。

○井上委員 いろいろありがとうございました。丁寧に明文化していただきましたので、大変よくわかりました。ぜひ、強気な計画だと思いますので、実行していただいて、東京都の林業とか関連産業、事業量確保の上で発展させていただいて、できたら若い人たちをどんどん、林業とか山に夢を持っている方がかなりいるんですけれども、仕事をする場所がない。受け入れてもらえないところがないということもありますので、東京都がたくさん受け入れていただけるような林業とか、関連産業になっていったらいいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○太田会長 はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見、ご質問、よろしくお願ひします。はい、どうぞ。

○小峰委員 きょう、奥多摩町長さんと檜原村長さん、2人の村長さんと町長さん出ていますけれども、林道計画なんですけれども、やはり東京都の伐採、資材経費が全国平均より高いですよ。これはやっぱり、林道網の整備がおくれているということがあると思います。地形的な、東京都の地形の問題があるんだらうと思いますけれども、今回作業道という計画が出てきていますけれども、やはり作業道にとりつけるまでの林道計画といいますか、基幹作業道をきちんとしていかないと、作業道だけをやってもらってもやっぱり搬出資材経費が私はすぐは下がらないだらうというふうに思っています。その辺の考え方をきちんと、これから計画の中で反映していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

これ、全国的にどこでもそうなんですけれども、今までの林道計画というのは市町村のやはり生活基盤整備みたいなところがありますから、そういうところに入っているわけですね。檜原あるいは奥多摩を見ても谷筋に入っています。尾根まで林道が入っているところは、ほとんどないと思います。実際に今、国も森林計画をここで5年ごとの見直しをする中で、やはり一番の問題は言っていないけれども、基本的に拡大造林政策によって植え過ぎたものをどうするかという視点がないといけないんだらうというふうに思っています。東京都のやはり森林政策を進める上では、拡大造林政策によって植え過ぎたものをどうするか。広葉樹林化するのかわかりませんが、その辺のところをきちんと位置づけていかないといけないのではないかなというふうに私は思っていました。それが花粉対策や、いろんなものを進めるときに必ず出てくる問題だらうというふうに思っています。ぜひ、この計画を今後進めていく上では、そういう視点でやはり取り組んでいただきたいということをお願いしておきたい。

以上です。

○太田会長 はい、ありがとうございます。何かございます。

○岡田農林水産部森林課長 小峰委員ご指摘のとおり、単に作業道だけではなくて、いわゆる基幹的な道も含めてというふうに考えております。ものの本によりますと、東京都林道密度はさらに低いんですが、密度が15メートルパーヘクタールから32、いわゆる倍ぐらいになると、搬出経費は半減するというふうに言われています。なぜ、今、東京都の密度を言わないのかというと、全体にふやすのではなくて、やはり林業としてやっていくところ、そういったところについては高密度網ではないですけども、密度を上げてやれば、それなりに搬出経費の削減もできるだろうというふうに考えています。

まさに小峰委員おっしゃるように、その中に突っ込むに当たって基幹的な道と、さらに作業路的なものを入れれば、その地域だけ見たときには相当林道密度が上がることによって搬出経費のコスト削減に当たるだろうと。全体の底上げも必要ですが、やはり林業としてやっていくところについて、集中的にやっていく方法もあるのではないかとこのように考えております。

○太田会長 ありがとうございます。

では、ほかにございますでしょうか。どうぞ。

○坂井委員 今回の計画変更で随分伐採量がふえるというのは、多分花粉対策といったものをにらんだ上での計画だと思えますけど。ただ、今おっしゃったように、林道の話にしても、ここは木材生産中心にやるよとかいろんなことをおっしゃっていますが、これもっと本来であれば、そういったものがあつた上でのいろんな計画だと思うんですね。だから、その基本的な計画ということになると、例えば先ほどおっしゃったように行政計画だと。それが森づくり推進プランとかみたいなのがあるのと。だから、この森づくり推進プランというのは、よくわからないけど、どっか行っちゃたんですね。

だから、そうしたことにもう一回、これ見直さないといかんというのが出てくるのと同時に、今、花粉症対策で全然進んでいないということが1つ問題としてあるんですけども、これ森林所有者の方々に十分な説明を、きめ細かにやっているんですかということなのね。これがないから、なかなか伐採すべき山が出てこないということになっているんだろうと。私たち、先般の推進委員会の席で説明会をしましょうと、そういう話を申し上げました。前回の森林委員会でも、都民の理解がないということをおっしゃった件に関して、やっぱり説明をきちんとしないで理解してくれと言っても、無理だろうと。特にこれからの花粉症というのは、いろんなところからいろんな物議が出ているんですね。だから、これをきちんとやっぱり説明をして、せっかくの事業ですから私たちもできるだけ、先ほど皆さんおっしゃっていますけども、これを進めることによって東京都の森林がこうなるよといったものをしていきたい。

そのためには、面倒がらずに本当に地域地域の森林所有者を集めてきめ細かくやら

ないと、僕はこの事業自体が難しいと思っています。私たちもボランティア団体あれしているんですけども、この人たちにやっぱり理解してもらおう。それから、特に都民に理解してもらおう。これがないと、かなりしんどいんだろうなというふうに思っていますので、もう少しちょっと計画自体も具体的なものを検討していただいて、説明会にちゃんと備えろということも、やっぱり必要なんだろうなと思っています。

だから、うちとはとにかくこれどうするのということが今、取りざたされているんですよ。だから、とにかくこれ進めないことには、多分行政も動かないだろうな、これここへシフトしてしまっているわけですから。だから、ここをうまく動かして、そしてどうしていくかということをおみんなで考えないとね。先ほど言った計画づくりにちょっといろいろな人の意見を聞いて、それから計画づくりに入るといったことをやった方が、僕はむだがなくっていいのかなと思うんですね。その辺ぜひ、検討していただいでお願いしたいなと思います。

○太田会長 はい、どうも。はい、ではどうぞ。

○岡田農林水産部森林課長 今お話の、まず説明の話なんですけども、どちらかというと、まあスタートしてドンでスタートしたものですから、対都民の方に向ける資料も、山の所有者に向ける資料も、行政に説明する資料も、民間の団体に説明する資料も同じものを使って、逆にはっきり言えば、行政がつくる行政に対する説明資料のようなもので無理してやっていたところがございます。そういった中で、なかなか誤解されたり、理解されなかった部分はあると。わかりづらいという話が結構あったと思います。そのあたりで実は企業だとか、行政機関向け、都民向け、さらに山の所有者向け、山の所有者については小峰委員がよくご存じだと思うんですが、高齢化も進んでいる中で、いかにわかりやすい資料で説明するかというのはポイントになるだろうということから、それぞれ資料、別に内容を変えるわけではなくて、説明の仕方として変えていくということで、それぞれわかりやすく誤解のないような進め方で、さらに理解を進めていきたいというふうに考えております。

それともう1点、計画の中で特に作業路の計画も今つくっているところですが、これも普通の計画というご意見で言われたと思うんですよ。普通、行政の計画というのは役人が全部つくってしまうと。今回そうではなくて、市町村の意見も聞く。また、それぞれ森林所有者に事業をやりませんかという働きかけもしている中で、では、私のところが欲しいですということになれば、それ入れられるかどうかも含めて。いわゆる今までの行政計画としての林道網計画とは違う形で、作業路の計画を作成していくというふうに考えております。

もう一つ、1回つくってしまうと行政は変えないとよく言われます。この作業路の計画については1回つくりはしますが、ある程度、いわゆる10カ年だけではなくて将来を見据えた形で作りますので、これでフィックスであるということではないというふうにご理解いただきたいと思います。

以上です。

○太田会長 今回の関連でも結構でございますが、何かご意見ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○三村委員 スギ花粉対策ですね。1年間に120ヘクタールですか、ならしますと。ちなみに平成18年度って、今年の、ヨーイドンですね。何ヘクタールぐらい計画されています。

○岡田農林水産部森林課長 今年25ヘクタールで、来年50。その次100。120を超えて、10カ年で1,200ヘクタール。ならして120という話になっているだけで、途中の年度は多少ふえます。いわゆる今お話のあったように、所有者のお話、全国的にはやったことない話であるということから、最初25、50、100という形で順次増やしていくという形で考えています。

○太田会長 実態は多分そうでしょうね。システムとしてそうでないと、うまくいかない実態もそうだろうと思いますね。ですから、後の方もまた大変ですよ。だという、それは察しられるんですけど、いかがでしょうか、何かそのあたりご意見ございますか。

私はやっぱりこの審議会の立場から言いますと、先ほども出てまいりましたけれども、森づくり推進プランとか、花粉症発生源対策というものと、それからこの通常の森林計画。やっぱりこれの整合性、全体の何ていうかな、うまく調整ですね。そのあたり、やっぱり私は気になりますですよ。それで、やっぱり行政プランがぼっと出てくるというので惑わされても困るし、むしろ行政プランを通常のものから作っていくというような、そういう発想も必要だろうと思います。なかなかこれは事務局としても、いろんな要望の中で大変なことだろうと思いますが、やっぱりそのあたりの調整ぜひ、この計画でやっぱりやっていただきたいというのは、個人的には私はそうではないかなとちょっと思っておりますけれども、よろしゅうございましょうか。

はい、どうぞ。

○岡田農林水産部森林課長 実は森づくり推進プラン、16年4月に発表させていただきました。これスケジュール的には、20年度までというふうになっております。したがって、今後19年、20年の中でもう一度見直した中で花粉症対策も含めて、多摩の山をどうするかというふうによく聞かれます。その辺も含めて、見直しをさせていただきたいと。もともとの有効期限が20年までという計画でございます。したがって、会長おっしゃったとおり、今後そういったプランの見直しの中では、今までの経緯も含めて盛り込めるような形で調整していきたいというように考えております。

○太田会長 よろしくお願ひします。審議会の皆さんの意見もぜひ取り入れていただいて、対応していただければありがたいと思います。

それでは、時間も押しておりますので、本件については原案どおり認めることにご異

議ございませんでしょうか。

(なし)

○太田会長 ありがとうございます。それでは、異議なしと認め、第3号議案、多摩地域森林計画変更計画の案については、原案どおり認めることと決定いたします。

続きまして第4号議案、東京都防除実施基準の案。第5号議案、防除対象森林の指定の案。第6号議案、樹種転換推進指針の案。第7号議案、地区防除指針の案につきまして、第4号議案から第7号議案まで関連がございますので、また、時間も押しておりますので、一括して審議とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(はい)

○太田会長 それでは、第4号議案から第7号議案まで、一括審議させていただきます。議案について、事務局からご説明よろしくお願いたします。

はい、どうぞ。

○加藤緑環境課長 それでは、ただいま議題となりました、第4号議案から第7号議案の東京都防除実施基準の案等についてご説明申し上げます。

各議案の説明に入ります前に、まず松くい虫の被害対策に係る制度の概要についてご説明申し上げます。環境局関係の議案につきましては、お手元にある横長の資料でクリップでとじてございます。まず、こちらの一番最初の資料、森林病虫害等防除法に基づく東京都防除実施基準等の変更の概要。この資料の2ページをお開きいただきたいと思います。まず、この資料の左の一番上でございますけれども、松くい虫の被害対策につきましては、森林病虫害等防除法に基づいて行っております。まず、法に基づきまして、国が防除実施基準を定めます。この内容は特別防除、すなわちヘリコプターによります航空防除に関する内容がほとんどとなっております。

次に、これに基づきまして知事が、その右の枠にございますけれども、①の防除実施基準、②の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の指定、それから③の樹種転換促進指針及び④の地区防除指針の4つを定めることになってございます。さらに市町村長は、地区実施計画で②の高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外の森林を守りたいマツ林として指定することができるというふうになってございます。これらを受けまして、知事が定める4つの基準等と、それから市町村長が定める指定マツ林を守るために知事は、松くい虫被害対策事業推進計画と、その右手の方に四角で囲ってございますけれども、こういった5カ年の計画を立てまして、防除事業の大枠を定めます。現在のこの推進計画は、その上にございますとおり、14年4月1日から19年3月31日までの期限ということになってございまして、年度内に次期の計画を策定する予定でございます。

この策定に当たりまして、もととなっておりますこの4つの基準等を見ますと、前の期の平成9年の計画策定時のままで、現状と整合しない部分がございます。例えば、指定マツ林に既にマツがなくなっていたり。また、逆に新しくマツが成長した

箇所があるといったような状況でございます。そこで、今回この4つの基準等を変更したいと考えてございます。この基準等を定め、または変更する場合には、法によりまして当審議会の意見を伺うことが義務づけられておりますので、今回諮問を申し上げます。なお、本日諮問しておりますこの4つの基準等につきましては、同じく防除法によりまして関係市町村長に意見照会をしておりますが、いずれも異議はないという回答をいただいております。

それでは、個々の内容につきましてご説明いたします。資料議案の4、こちらをご覧くださいと思います。

○太田会長 お座りになって結構です。

○加藤緑環境課長 それでは、座って説明させていただきます。

右肩に議案の4と書いてある資料でございます。第4号議案でございますが、これの2枚目、表紙をめくっていただきまして、次のページ2枚目をご覧くださいと思います。改正の理由でございますが、現行の実施基準は、平成9年度の設定でございます。当時の国の基準に従ってございます。国の基準は、先ほど申し上げましたが、当時も今も特別防除。航空散布に関する内容がほとんど占めております。したがって、これを受けた都の基準も特別防除に関する事で占められておまして、それ以外は地上からの薬剤による防除が必要なものについては、それを適切に実施するという記述しかございません。しかし、実態を見てみますと、実際の防除作業につきましては、広範囲の農薬使用に対する反対、また海産物への影響を心配する意見などがございまして、平成10年度以降は特別防除を行っておりません。必要な範囲での地上からの薬剤散布を行っているという状況でございます。

また、今年からは、農薬についてのポジティブリスト制度というものが施行されまして、ますます農薬を使用することに細心の注意を払う必要が出てきたという状況の変化もございます。こうしましたことから今後、特別防除を実施することは想定されないだろうという判断のもとに、実態に見合った地上散布の実施についての内容に変更してまいります。特別防除の項を削除しまして、その他薬剤による防除に関する事項を充実いたします。国の特別防除に関する留意事項につきましては、一般的な薬剤防除の留意事項にそのまま援用することができますので、今の国の実施基準を参考にして記述してございます。具体的には、次のページから新旧対照表を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。以上が議案の4号でございます。

続きまして5号議案、右肩に議案の5と書いた資料をご覧くださいと思います。こちらの資料の3枚目ご覧いただきたいと思います。申しわけございません、間違いました、下に4というページ数を振ってございますが、この3枚目の資料をご覧くださいと思います。

現在、防除すべきマツ林としましては、表の上段、保全すべきマツ林の面積案という表がございまして、この上段の方にあります高度公益機能森林、これが179ヘク

タール、一番右の計欄でございます。それから、被害拡大防止森林、その下の欄172ヘクタール、これが指定されてございます。このほかに、市町村長が指定する地区防止森林等が合わせまして89ヘクタール、合計で440ヘクタールとなっております。先ほどご説明いたしましたように、今お諮りしております4つの基準等に従いまして今後5年間の推進計画を立てる予定ですが、特にこの防除対象森林の指定は重要な要素となっております。前回の設定から10年たっております指定を防除事業の実態に合わせつつ、非常に限られた財源の中でございますので、そうした中で防除の効果を上げますために、防除対象森林を絞り込んで守るべきマツ林を重点的に防除していくという考え方で変えてまいりたいと思います。その絞り込みの観点でございますが、1点目としましては、防除事業にもかかわらず結果としてマツ林ではなくなってしまった部分、こういったものは除きます。

2点目としまして、マツのあるなしにかかわらず崖地、それから急傾斜地など航空防除以外に防除手段がない箇所、これについても除くことといたします。それから3点目、景観が優れているもの、それから保健機能が高いマツ林で地元が守りたいと考えているものは対象といたします。例えば集落内のマツ林や神社、仏閣境内のマツ林などが対象となります。この結果、この資料の表の下段にございますように、今回設定という欄でございますが、高度公益機能森林が右の計欄で160ヘクタール。それから、その下の被害拡大防止森林が120ヘクタールが指定されます。また、市町村長が指定する地区防除森林等が40ヘクタールと、合計で335ヘクタールの計画になります。具体的な指定の増減につきましては、次のページ以降に記載してございます。林小班単位で示しました、新旧の比較表に表示してございます。また、先ほどの綴りの中の別とじで、資料右肩に5の資料1というものがございます。これは増減の1、これを地図に落としたものでございます。それから、その次に議案の5、資料の2というものがございます。これは増減する森林の代表的な写真を載せてございます。ここで増減の位置図と代表的な写真、これをプロジェクターを使いまして、担当の方からただいまご説明いたします。

○事務局 では、私の方から簡単に説明させていただきます。今、大島の全体を映しております。それで、その高度公益機能森林というのが、ちょっと見づらいかもしれませんが、この緑色の枠で書いてあるこの辺。それからこちら。それと、一番下の港の近く、この辺。この断層の下の都道付近というのが今まで指定してありました。ちょっと拡大します。それで、例えばこの場所、写真に写っているところは、大島の都立の公園の中のものなんですけれども、こちら公園の中の本当の公園施設に入っているようなところです。そこのところについては、もう我が方ではなくて完全に都立の公園で管理していただこうと、こういうところはですね。それで、ここは外していこうという考えのところ。こちらの海岸沿いのところは、そのまま継続していくと、そういう考えでございまして、この写真と地図を載せております。あと、実際にもう

マツがなくなってしまったとか、これから植えたというようなどころなんですけれども、こちら、この茶色いところは被害拡大防止森林だったんですけれども、ここの北半分の都道の脇の海岸部分なんです。崖地もあるんですが、現在ここに数本残っていると、このような状況が今残っている方です、これは。こちらの方は、もうほとんどが残っておりませんで、ブッシュ状態になっているのが現実です。そういうところは、やっぱりもう抜いていこうということでございます。

こちらの写真と場所ですが、この辺は今、大島町とか地域のボランティアの方々が抵抗性のマツを皆さん植えておりまして、これ4、5年たっているんですけれども、この辺、面的に植えております。かなりマツの林のようになってきております。こういうところは新しく入れていくということです。こちら、これ何の写真かよくわかりませんというかもしれませんが、前指定してあった被害拡大防止森林なんですけど、行ってみるとよくどこだか場所が、はっきり言ってわかりにくくもなっているし、どう見てもシイとタブの照葉樹林であるなという、そういうところがあります。特に、この内地に点在しているこういう森林、前に指定したところは、ほとんどこういう状態です。これははっきり言って場所特定は難しいし、本当にマツもないということになれば指定していてもしょうがないので、これはもう全体で落としていくという形でございます。大体、大島はこんな感じで、増減という形になっております。

新島です。新島の場合は、新島の本島と、それから式根島というふうなことで分かれております。新島は、昔はこの羽伏浦、この周辺の海岸沿いにマツがたくさんあったんだと思います。今でも少し残っております。それと、この本島のところの港の上に残っております、これはしっかり残っております。しかし、この羽伏浦のところかなり、残っているのは半分だけ。上の方は残っておりますが、この下の方、サーファーの皆さんがシークレットと言っているような場所のところはこういう崖状態で、上はブッシュが張り付いているというのがずっと続いておりまして、残念ながらマツは残っておりません。ですから、この残っていないところは仕方がないので、やっぱり抜かせていただきますということで抜かせていただきました。

それと内地、内陸に茶色く薄く書いてあります。これ被害拡大防止森林として指定してあったんですが、やっぱりどこ見てもほとんど照葉樹林に戻っております。これは、今回整備させていただくということです。若郷のところに、ここは新たに指定しようというところなんですけど、もともと少し残っていましたが、周りに新しいマツが結構出てきまして、面的にまとまっております。もともと若郷の港のところにはマツがまだ残っておりますので、それとの関連でここは新たに指定していこうと。そういう形で要するに増、それから減という形です。

式根島は、幸いなことに今までほとんど松くい虫の被害に遭っておりません。でんとマツが本当に見事に残っております。ちょっとこの写真ではわかりづらいんですが、これずっと残っているのはみんなマツです。本当に美しく残っております。なおかつ、

新しく海岸沿いとか砂地のところ、開けたところにはマツどんどん生えております。これを新しく植えているところは、そっくりしっかり残していこう。それから、この辺青くしているところは市町村で、村がもっと独自に指定して残していこうというふうに増やしていこうと、式根は増やしていこうというところでございます。

神津島です。神津島も結構増減があります。先ほど言い忘れましたが、真っ赤に塗ってある赤いものは昔、前の指定で航空防除、要するに特別防除ができますよというふうに指定した場所です。今回、こういう指定を外そうというふうなことが提案されているわけです。今でもこの辺は、神社の周りですが、マツが残っております。しかしながら、この南側、飛行場がここにあるんですけども、こちらの方は周りこういう崖で、どう見ても今、マツが残っている気配ありません。そういうわけで、この南側の崖についてはこのような崖状態で、ほとんどブッシュがへばりついているような状態なので、これはもう削っていこうと、落としますということで整理させていただこうと思っています。そのかわり、こういう新しいところ植えた、この辺は本当に浦が見えています。ここは山林火災の後、マツがせっせと伸びております。こういう新しく伸びているところは指定をしていこうということで、増と減ということが神津の中ではあります。

三宅島なんですけれども、先ほど森林計画の話で三宅島のことが出ましたけれども、三宅島については今回の森林計画の調査結果をうちの方でいただいて見ましたら、昔、高度公益でマツがここにありました。ここにありましたということで指定されていましたが、今回の森林計画の調査を見ますと、どう見てもこの伊豆岬のマツとか、この坪田のマツなんですけど、ゼロではないんですが、ほとんどまとまって残っていない状態です。ここら辺の点在するものも、ここは全くありません。ないので、ここは落としていくんですが、このところ三宮というふうに通称、称していますけど、ここはしっかり残っておりますので、ここはそのまま指定を、要するにランクを上げて、ここしか残っていないので、高度公益にランクを上げて残していくという形でまいりたいと考えております。

八丈です。八丈は何の変更ありません。ここしか残っておりませんで、まだ残っております。これはそのまま継続します。約7ヘクタール残っています。

あとは、青梅と奥多摩なんですけど、ちょっと青梅、縮尺が見づらいんですが、この緑色なんです。ここが高度公益。あとの青は市町村さんが独自に指定してきていると。今回お諮りするのはこちらなんですけど、こちらは、要はあれです、塩船観音というのがあるんですけども、塩船観音のちょうど裏山に当たるところです。青梅市さんがせっせと管理をしている、本当にちょっと写真がなくて申しわけないんですけど、アカマツ林の立派な純林が残っております。そういうところを高度公益としてそのまま、これはそのまま継続です。増減ありません。

奥多摩です。奥多摩は高度公益で指定されていたのは、奥多摩湖湖畔の小河内神社の

近辺です。それはそのまま残っております。そのまま継続します。変動ありませんということで、小河内神社近辺そのままということです。

以上、簡略に説明申しました。ありがとうございました。

- 加藤緑環境課長 それでは、議案の第5の説明でございます。引き続きまして6号議案、議案の6という資料をご覧いただきたいと思います。こちらやはり2枚目をお開きください。樹種転換促進指針の変更でございますが、樹種転換いたします目的は、守るべきマツ林の感染源にならないように、マツ以外の樹種に替えること、またはマツノザイセンチュウに抵抗性を有するマツに替えてまいることでございます。

平成9年度以来、樹種転換は島しょ地区のみで実施しております。島しょ地区での樹種転換は防風、防潮にはマツ林が有用であると、こういった認識から被害跡地等に抵抗性マツを植えることを行っております。これを推進するため都といたしましては、抵抗性マツの苗木を無償配布するという事業も実施してございます。そこで、樹種転換における更新に係る記述において、ヒノキ、クヌギ、コナラ、キハダ等の具体名が掲げてございますけども、これらを削除いたしまして抵抗性マツを植えることとの整合性を図るものでございます。また、その他の項目といたしましては、激しい被害が継続しているマツ林は早期にマツ以外に樹種転換すると、こういった記述を削除いたしまして、島しょ部での抵抗性マツによる樹種転換の記述に改めてまいります。具体的には、次のページに新旧対照表を添付してございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

最後の第7号議案にまいります。議案の7という資料をご覧いただきたいと思います。これもやはり2ページ目をお開きください。地区防除指針の改正でございます。この指針は、高度公益機能森林及び拡大被害防止森林以外のマツ林で所有者等が行う松くい虫の駆除、または蔓延の防止のために必要な措置についての指針でございます。市町村長はこの指針に基づきまして、必要な防除措置の実施に関する地区実施計画を定めます。地区実施計画には、守るべきマツ林を地区保全森林として指定いたします。実際の指定におきましては景観が優れていたり、保健機能を有するなどの場合で、集落内やその付近になっております。これらを指定していくには現在の基準、これがおおむね10ヘクタール以上の団地を形成しているマツ林というふうに規定してございますが、この基準が大き過ぎますので、実情を踏まえまして面積要件、これをおおむね5ヘクタール以上の団地を形成しているマツ林というふうに変更、緩和いたします。

次に、マツ林の健全化のための不要木等の除去、処理についての細項目の記述でございますが、伐採率を5%程度、1%未満の被害など、判定が困難な記述であること、及び現在はこの根拠が不明であること、並びに本文の一般的な記述で十分であると、こういったことの判断できますので、当該項目については削除いたします。

続きまして、集積されました被害木の処理や被害木の製材についての記述、及び被

害木搬出のための林道、作業道整備に関する記述は、当面のマツ林面積、被害量から考えて必要ないものという考えから削除いたします。具体的には、次ページ以降に新旧対照表を添付してございます。

議案のご説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○太田会長 はい、どうもありがとうございました。

ただいま、事務局から説明のありました、東京都防除実施基準等の案等についてご意見、ご質問がございましたら、ご発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。被害の状況あるいは特別防除を行わないという状況等を含めて、まあ受け入れられる案かなというふうに思っておりますが、何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

○小峰委員 双子山、5ヘクタールの面積でないから入っていないんだ、これ。

○河村委員 それと、都立公園だから、都立のね。そこが景観的にはね。

○太田会長 何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件については原案どおり認めることに、ご異議ございませんでしょうか。

(なし)

○太田会長 それでは、異議なしと認め、第4号議案から第7号議案については、原案どおり認めることと決定いたします。

以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了しました。

それでは、事務局から答申文の朗読をお願いします。

○岡田農林水産部森林課長 今、お手元に配付させていただいております。

それでは答申書、朗読させていただきます。18東森審第1号答申書、東京都知事石原慎太郎。平成18年12月11日付、18産労農森第575号で諮問のあった事項については、下記の通り答申する。平成18年12月21日、東京都森林審議会会長太田猛彦。記1伊豆諸島地域森林計画(案)、2多摩地域森林計画変更計画(案)、3東京都防除実施基準(案)、4防除対象森林の指定(案)、5樹種転換推進指針(案)。6地区防除指針(案)については、原案どおり承認する。以上でございます。

○太田会長 はい、ありがとうございました。ただいま、朗読のありました答申文案についてご異議ありませんか。

(なし)

○太田会長 どうもありがとうございました。

それでは、答申文のとおり知事に答申することといたします。これをもちまして、本日の審議案件につきましては審議を終了いたします。

【中略：事務局からの報告事項等】

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様方には、本当に議事進

行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。これで司会の方にお渡しいたします。どうもありがとうございました。

○石城企画調整係長 太田会長、どうもありがとうございました。

委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただき、本当にありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。なお、本日資料の配付等について大変お見苦しいところがあって、大変申しわけなく思っています。資料については、ちょっとばらばらになってしまった部分もありますので、改めて郵送させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。では、本当にきょうはどうもありがとうございました。

(午後 4時00分 閉会)